

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 26 日

島根県東部農林水産振興センター所長 原 幸生

1. 入札に付する事項

（1）件名

令和 8 年度島根県（中国山地）雲南管内指定管理鳥獣捕獲等事業

（2）入札案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び仕様書（歩掛）による。

（3）契約期間（委託業務の履行期間）

契約日の翌日から令和 9 年 1 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

（4）島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（5）環境省認定鳥獣捕獲等事業者一覧にニホンジカで登録されている者であること。

（6）島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、入札参加資格確認申請書の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

（7）島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

（8）この入札に関し、入札説明書 3. の提出書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒699-1311 島根県雲南市木次町里方 531-1

島根県東部農林水産振興センター雲南事務所 林業部 林業普及第二課

電話：0854-42-9556

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和8年8月26日(水)から9月4日(金)までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

また、島根県ホームページの「入札情報、農林水産部、東部農林水産振興センター」からダウンロードして入手することができる。

なお、入札説明会は実施しない。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより入札参加資格の確認に必要な書類を令和8年9月4日(金)、午後5時15分(土曜、日曜を除く)までに、持参または郵送(簡易書留郵便を使用し、提出期限までに必着のこと)により、3(1)に掲げる場所に提出すること。持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

後日、審査結果を通知する。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札及び開札の日時、場所

- ・日時 令和8年9月10日(木) 午前10時
- ・場所 島根県松江市内中原町52 島根県職員会館 教養室8
- ・その他 入札は書面により直接行うものとし、郵便、ファクシミリ、電話、その他の方法による入札は認めない。
- ・開札 即時開札

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（島根県東部農林水産振興センター雲南事務所）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) 入札の取り止めまたは延期

島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項に定める事由が生じたときは、入札の取りやめ、又は延期をする。

(9) 質問等

入札説明書及び仕様書に関して質問がある場合は、書面により令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 5 時 15 分までに提出（郵送・メール可）するものとする。

（郵送の場合は、簡易書留郵便を使用し、提出期限までに必着のこと）

回答については、随時行う。

提出先 〒699-1311 島根県雲南市木次町里方 531-1

島根県東部農林水産振興センター雲南事務所 林業部 林業普及第二課

電話：0854-42-9556

メール：unnan-choju@pref.shimane.lg.jp

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、島根県会計規則を承知の上、入札に参加すること。